

## 宮城県特別支援教育将来構想に係る成果と課題

## 目標 1 自立と社会参加

- (1) 乳幼時期からの専門的な教育相談・支援体制の充実・・・ 2
- (2) 特別支援学校における進路学習の充実・・・・・・・・・・ 3
- (3) 特別支援学校における就業定着の支援・・・・・・・・・・ 3
- (4) 特別な支援が必要な児童生徒の卒業後の心豊かな生活・・・ 4  
への円滑な移行を支援する取り組みの充実

## 目標 2 学校づくり

- (1) 共に学ぶ教育環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 特別支援学級や通級による指導、通常の学級における・・・ 6  
特別支援教育の充実
- (3) 医療的ケアの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) ICT機器の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (5) 教員の専門性・指導力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (6) 教育環境整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 目標 3 地域づくり

- (1) インクルーシブ教育システムの推進・・・・・・・・・・ 12
- (2) 市町村教育委員会への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) 特別支援教育の推進に向けた理解啓発・・・・・・・・・・ 13

## 宮城県特別支援教育将来構想に係る成果と課題

### 目標 1 自立と社会参加

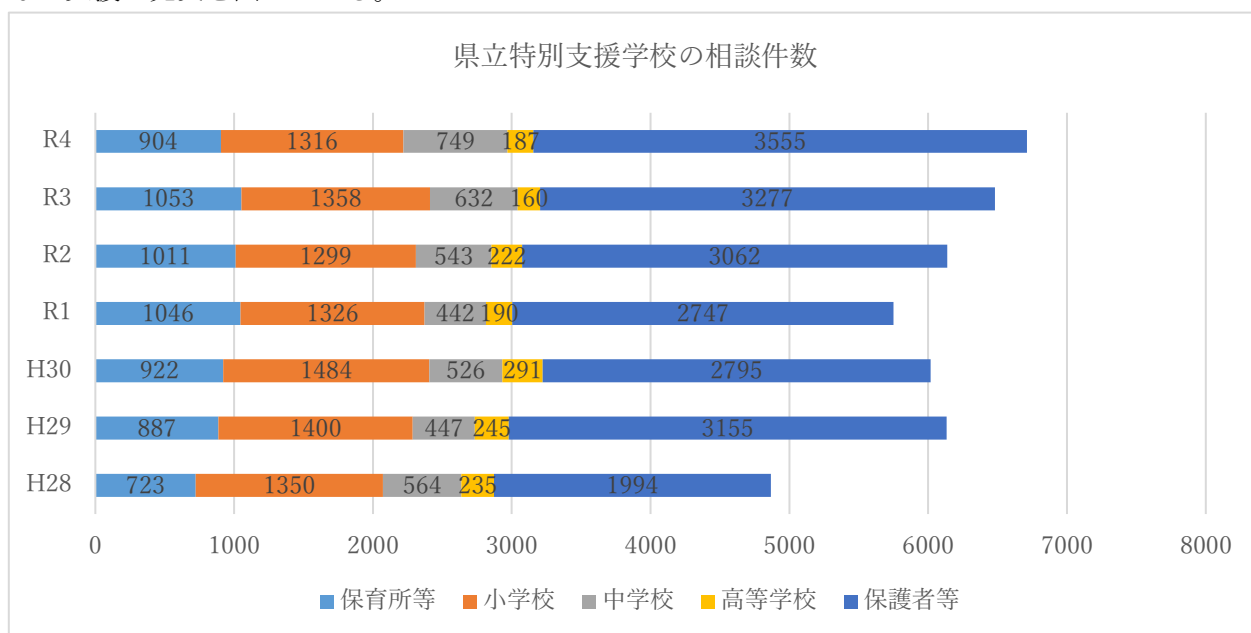
障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

#### (1) 乳幼時期からの専門的な教育相談・支援体制の充実

「視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業」「障害児教育相談活動事業」「就学支援審議会」「特別支援教育総合推進事業」「教育相談調査研究等事業」など

#### 【成果】

- ・ 各種研修や外部専門家活用事業等により、特別支援学校におけるセンター的機能の専門性の維持、向上が図られたことなどから、センター的機能による相談件数は、平成 29 年度以降、年間 6 0 0 0 件前後で推移し、令和 3 年度、令和 4 年度の 2 年間は右肩上がりで見られている。そのうち、幼稚園・保育園等の未就学児教育・保育施設からの相談は、全体の約 1 5 % となっている。
- ・ 令和 2 年度に、幼稚園、保育園等の先生方向けの「就学前からつくる個別的教育支援計画～つなぐための作り方と使い方～」を作成し、仙台市を含め県内全ての幼稚園、保育園等未就学児に関わる教育関係機関に配布した。
- ・ 併せて、支援計画の作成の仕方、作成の意義等について説明する研修会を令和 3 年度、4 年度で計 4 回開催し、延べ 691 人が参加した。参加者の内訳（割合）は、幼稚園・保育園等が 5 2 . 7 %、小中学校・特別支援学校教員が 3 5 . 4 %、行政機関関係者が 6 . 8 %、その他（学生、福祉関係者等）が 5 . 1 % であった。
- ・ より専門的な知識や早期支援が必要な感覚障害について、外部専門家の派遣による乳幼児教育相談担当者の専門性向上など、視覚障害・聴覚障害のある乳幼児を対象とした早期支援の充実を図る事業を令和 5 年度から実施している。
- ・ 以上の取組を通じ、体制整備が遅れがちであった幼稚園・保育園等に対して、就学前からの切れ目ない支援の充実を図っている。



## 【課題】

- ・早期からのきめ細かい相談や支援を行うため、保健、福祉部門や幼稚園・保育園等と連携して障害のある子供の状況を把握することが重要である。
- ・より専門的な知識や早期支援が必要な視覚障害、聴覚障害のある乳幼児及び養育者（保護者等）に対する教育相談の充実と同時に、保健、福祉、医療、教育等との連携の強化が必要である。また、遠隔地における相談の実施に係るICTの活用等、支援充実に向けた新たな取組が必要である。
- ・相談件数が増加している特別支援学校におけるセンター的機能について、継続的で充実した相談体制とするために、他の関係機関との更なる連携や役割分担が必要である。
- ・幼稚園・保育園等での個別の教育支援計画の作成、活用するとともに、幼稚園等、小学校、中学校、高等学校と校種間での確実な引継ぎや高等部卒業段階での個別の移行支援計画への移行等、切れ目ない引継ぎと活用の充実が今後とも必要である。

## （２）特別支援学校における進路学習の充実

「特別支援学校進路指導充実事業」「特別支援教育総合推進事業」 など

## 【成果】

- ・各特別支援学校におけるキャリア・パスポート（児童生徒が、自らの学習状況や日常生活等の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫した教材）の作成が進み、小学部段階からのキャリア教育が進められている。
- ・進路学習の充実を図るため各特別支援学校において卒業生による進路講話を実施するなど、卒業後の社会生活のイメージづくりにつなげている。また、特別支援学校地域連携協議会における労働、福祉、医療関係者等との情報交換や関係部局主催の関連事業の活用は、特別支援学校の教師の進路指導の一助となっている。
- ・特別支援学校の進路指導担当者による福祉事業所、ハローワーク、就労・生活支援センター等との連携並びに特別支援教育コーディネーター等による福祉機関等との連携により、生徒のスムーズな社会生活への移行を図っている。

## 【課題】

- ・時代の変化に伴う生徒一人一人の働く意欲の育成と多様化している保護者の思いへの対応が十分なされていない場合がある。
- ・高等学校の現場では、高等学校における支援が必要な生徒に対する就労相談への対応などについて、特別支援学校のセンター的機能による支援など引き続き取り組みを強化していく必要がある。
- ・今後は、ICT関連業務を含む一般就労等を視野に入れた進路指導が必要である。

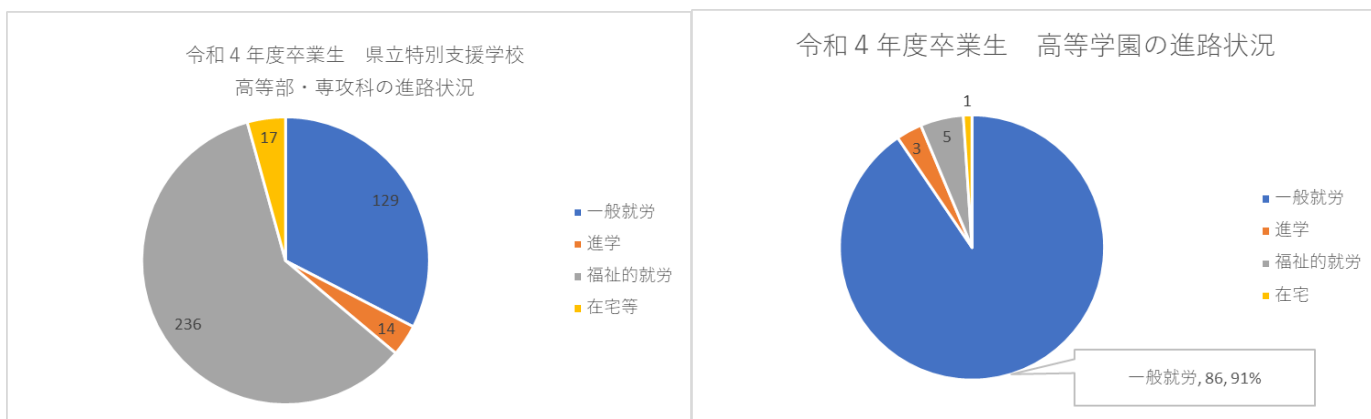
## （３）特別支援学校における就業定着の支援

「非予算事業：個別の教育支援計画、卒業生に対するアフターフォロー」「障害者雇用プラスワン事業」 など

## 【成果】

- ・個別の教育支援計画及び移行支援計画を作成・活用し、関係機関等と連携しながら本人、保護者を含めた移行支援会議を実施することで、学校生活から職場生活等へのスムーズな移行につながった。

- ・特別支援学校において、進路指導担当者が中心となり卒業生に対するアフターケア（卒業生の職場での悩みの聞き取り、就労先との情報共有等）を卒業後1～2年間実施することで職場等への定着につなげた。
- ・障害者雇用プラスワン事業により特別支援学校での学習や生活の状況を企業の方に見学いただくことや「産・福・学」障害者の一般就労に向けた情報交換会が行われるなどの取り組みにより、特別支援学校、就労支援機関、企業等との連携が図られた。
- ・なお、令和4年度卒業生については、高等学園における一般就労者の割合が90%を超えている。



### 【課題】

- ・卒業生へのアフターフォローを定期的に行うことの重要性を認識しつつ、特別支援学校の進路担当者が過度な負担とならないよう、関係機関との連携のもと、その役割や連携の在り方について検討していくことが必要である。
- ・企業の障害者雇用に対する意識が少しずつ形成されてきている中、特別支援学校に通学する生徒に対する理解啓発が必要である。
- ・仕事・就労を定着させる時に仕事の中身だけではなく、生活全体をどのように充実させていくのかといった視点に立った就業と生活の支援充実が必要であるため、福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携を更に強化していくことが必要である。

### （４）特別な支援が必要な児童生徒の卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する取り組みの充実

「宮城県特別支援学校文化祭事業」 など

### 【成果】

- ・平成30年から行われている特別支援学校文化祭において製品販売やステージ発表を行い、県民に特別支援学校の取組を広く知っていただくとともに、生徒の満足感や自己有用感を高める取組となった。
- ・各特別支援学校の生徒及び保護者を対象とした進路充実事業研修会で、卒業生の体験談や就労先事業所の担当者からの話を聞く機会を設けることで、将来の自分の姿をイメージすることに繋げることができた。
- ・個別の移行支援計画を活用し、就労の定着と社会的自立に向け、教育、福祉、医療、行政、労働等のネットワークを築くことができた。

**【課題】**

- ・卒業後の心豊かな生活を見据え、居住地の福祉、医療、行政、労働等関係機関との連携をより密にし、学校から社会への円滑な移行へ繋げる必要がある。
- ・生徒の達成感、自己有用感を高め自信を持たせることを継続しつつ、卒業後の心豊かな生活につながる生涯学習の促進を踏まえた特別支援学校文化祭の内容の充実を図っていく必要がある。
- ・障害者の生涯学習に関する取組を充実させる必要がある。
- ・卒業後のQOLの向上を見据え、余暇活動を含めた学校教育での支援の充実が必要である。

**目標2 学校づくり**

障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

**(1) 共に学ぶ教育環境づくり**

「共に学ぶ教育推進モデル事業」「居住地校学習推進事業」 など

**【成果】**

- ・第Ⅲ期共に学ぶ教育推進モデル事業において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境づくりに焦点を当て、外部専門家による指導・助言を受けながら各モデル校において学びやすい授業づくりに取り組んだ。その中で特別支援学級在籍生徒が通常学級で共に教科（理科）の授業を受ける実践事例や、管理職を含めた学校全体で授業づくりに取り組んだことにより教員の意識に変化が見られ、校内における支援体制の構築が図られた。
- ・居住地校学習推進事業で、各特別支援学校の小・中学部と居住地校における「交流及び共同学習」の推進を図った。平成27年度参加人数（特別支援学校）が313人に対し、令和5年度参加人数が428人と100人以上の増加となり、実施率は35.5%であった。小・中受入校（居住地校）については、平成27年度229校から令和5年度286校に増加し、小学校及び中学校におけるインクルーシブ教育の理解促進につながった。
- ・令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により居住地校交流が一時低迷したものの、その一方でICTを活用したオンラインによる交流の知見が得られた。

居住地校学習の実施状況

	支援学校数 (実数)	協力校 (実数)	参加人数 (実人数)	参加回数 (延べ回数)	交流 実施 割合	(参加人数/ 小中学部 在籍数)
H27	19 (分校3含む)	229 (小158, 中71)	313 (小216, 中97)	910 (小611, 中299)	30.53%	(313/1025)
H28	19 (分校3含む)	237 (小155, 中82)	327 (小203, 中124)	884 (小551, 中333)	31.87%	(327/1026)
H29	20 (分校4含む)	231 (小169, 中73)	339 (小249, 中90)	912 (小651, 中261)	33.80%	(339/1003)
H30	21 (分校5含む)	242 (小159, 中72)	316 (小218, 中98)	896 (小625, 中271)	30.53%	(316/1035)
R1	20 (分校5含む)	250 (小166, 中84)	359 (小258, 101)	608 (小446, 中162)	35.20%	(359/1021)
R2	22校 (分校6校含む)	95 (小61, 中34)	132 (小95, 中47)	366 (小243, 中123)	12.59%	(132/1048)
R3	22校 (分校6校含む)	206 (小138, 中68)	301 (小208, 中93)	528 (小372, 中156)	28.28%	(301/1064)
R4	22校 (分校6校含む)	234 (小160, 中74)	364 (小256, 中108)	540 (小381, 中159)	31.30%	(364/1163)
R5	22校 (分校6校含む)	286 (小178, 中108)	428 (小281, 中147)	集計中 (小 , 中 )	35.50%	(428/1204)

## 【課題】

- ・共に学ぶ教育推進モデル事業のモデル校における校内支援体制づくりのノウハウを県内全域に発信し、インクルーシブ教育システム構築の理解啓発と支援体制の整備を推進していく。
- ・居住地校学習において、特別支援学校の児童生徒と居住地校の児童生徒が互いに能動的に関わることができる取組内容を検討する必要がある。
- ・ICT機器等を活用した居住地校と特別支援学校の児童生徒の交流機会の拡大などについて検討していく必要がある。

## (2) 特別支援学級や通級による指導、通常の学級における特別支援教育の充実

「非予算事業：教員の専門性・指導力の向上、特別支援教育コーディネーターの活用」「学びの多様性を活かした教育プログラムの開発事業」「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」「発達障害者早期支援事業」「発達障害児者総合支援事業」「通級による指導の推進」「特別支援教育総合推進事業」など

## 【成果】

- ・特別支援学級の設置数が増え、一人一人の障害の特性に応じた適切な指導・支援が実施されるよう、特別支援教育に関する研修などを行った。
- ・特別支援学級及び通級による指導を受けている県内全て（仙台市除く）の児童生徒に係る特別な教育課程編成について、市町村教育委員会等へ助言等を行っている。
- ・特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが学校等の要請に応じ、支援の必要な幼児・児童・生徒に関する教育相談へ対応、校種間の連携調整などを行うことにより、就学前から高等学校まで切れ目のない支援の実現に取り組んだ。その中で、教育的ニーズの判断や整理、福祉や教育の専門機関への橋渡しなど適切な支援体制や教育環境の実現に努めた。
- ・特別支援学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターが、共に研修会に参加することで、学びを深めるとともに、情報交換・情報共有を行うことで、指導方法や支援体制などに関する専門性を高めることができた。
- ・平成30年度より高等学校においても通級による指導が制度化されたことにより、高等学校における通級のニーズが高まっている状況のもと、高等学校の教職員の特別支援教育に関する研修等の受講が増加している。また、高等学校をモデル校にしたプログラム開発及び研修事業では、令和4年度約300人（延べ人数）が受講している。また、近隣の学校だけではなく、遠方から参加する学校もある。現在の多様な教育的ニーズに応える取り組みとなっている。

### 個別の指導計画・教育支援計画作成率【県内公立小学校】

		平成30年度	令和4年度
特別支援学級	指導計画	99.7	100.0
	教育支援計画	97.7	100.0
通級指導	指導計画	90.5	99.2
	教育支援計画	53.1	89.9
通常学級	指導計画	84.0	86.0
	教育支援計画	72.2	78.3

### 個別の指導計画・教育支援計画作成率【県内公立中学校】

		平成 30 年度		令和 4 年度
特別支援学級	指導計画	97.7	➔	99.0
	教育支援計画	91.4		98.9
通級指導	指導計画	86.0		93.1
	教育支援計画	70.2		83.5
通常学級	指導計画	63.0		78.8
	教育支援計画	50.3		65.9

#### 【課題】

- ・各学校で指名されている特別支援教育コーディネーターや通級担当者による、これまでの経験に基づくノウハウの確実な継承と、特別支援教育を推進する新たな人材の育成が必要である。
- ・校長等の管理職のリーダーシップのもと、特別支援学級と通常の学級の学級担任間の連携を含めた指導体制の充実など特別支援教育の推進に係る校内体制を整備していく必要がある。
- ・各事業の成果を限定的なものにとせず、インクルーシブ教育の推進に向けた通常の学級における効果的な指導の在り方を、各校種で広めていくことや、地域内で円滑に連携できるように、市町村教育委員会と県教育委員会の協力体制を築くことが必要である。
- ・高等学校では、発達障害の可能性のある生徒が一定数在籍しているものの、特別支援学級が設置されていないことなどから、教員の特別支援教育に関する知識や経験が不足している場合が見られる。そのため、特別支援学校が有する指導のノウハウや就職等に関する知見の活用など高等学校と特別支援学校との連携を図っていくことが必要である。
- ・外部専門家からの助言、特別支援学校のセンター的機能の活用などにより高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の実態を適切に把握し支援していくとともに、高等学校により対応に大きな差が生じないように、高等学校の通級担当者間等での情報共有や教育相談対応等の校内体制を構築していく必要がある。

#### （3）医療的ケアの推進

「医療的ケア推進事業」「医療的ケア児通学支援モデル事業」「医療的ケア児等支援体制整備推進事業」など

#### 【成果】

##### （医療的ケア推進事業）

- ・医療的ケア実施体制を確保するため、医療的ケア対象児童生徒が在籍する全ての特別支援学校（令和4年度：分校を含む15校）に看護職員を配置（R4末時点125人）し、医療的ケアを実施した。
- ・医療的ケア実施体制の充実を図るため、医療的ケアを実施している全ての県立特別支援学校に対し、巡回指導医による訪問指導・助言（R4延べ98回）及び巡回指導看護職員による技術的支援（R4延べ21回）を実施した。
- ・医療的ケアを安全かつ安定的に実施するとともに、高度化・複雑化するケアへ適切に対応するため、医療的ケア運営会議を開催し、有識者や関係者等による意見交換を実施した。



- ・令和4年度から、配置数の多い学校に看護職員サブチーフを配置し、安全・安心な医療的ケアの実施体制の構築とチーフ看護職員の負担軽減を図った。
- ・医療的ケア児の付添いに係る保護者負担の軽減に向け、これまで救急搬送では救命が間に合わない可能性が高い気管カニューレを使用している医療的ケア児については、保護者による付添いを原則としてきたが、令和5年度に「気管カニューレ抜去時の緊急時マニュアル（医療者の動き）」を策定し、看護職員による気管カニューレの再挿入を含めた緊急時の手順を新たに定めた。
- ・実際に児童生徒に関わる教職員や看護職員が、その際に必要な手続きや体制整備について整理し、基本的な考え方や留意点等を理解することが課題となっていたことから、「学校における医療的ケアの体制整備に係る手引き」を作成した。
- ・近年の医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器を装着し医療的ケアを受けながら学校で学習する児童生徒が増えてきている一方で、人工呼吸器の管理は高度な医療的ケアであり、対応を慎重に確認する必要があることから、学校における児童生徒への理解や体制づくり、環境整備等に向け、「人工呼吸器使用児童生徒が安全・安心に通学するための手引き」を作成した。

対象児童生徒・看護職員数の推移（各年度3月末 単位：人）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
医ケア対象 児童生徒数	76	78	84	90	99	113	115	122	125
看護職員数	57	65	72	76	114	119	116	126	133

#### （医療的ケア児通学支援モデル事業）

- ・「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律」の施行を受け、医療的ケア児及びその家族の負担軽減策について検討を進め、医療的ケア対象児童生徒が家族の付添いなしで、安心・安全に通学できるよう支援する取組を、令和5年度から3年間モデル的に実施する。

#### 【課題】

##### （医療的ケア推進事業）

- ・医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえ、医療的ケアが必要な児童生徒が地域の小・中学校等へ就学できる環境を整えていくことは重要であることから公立小・中学校の設置者である市町村が、国の補助制度を活用しながら、学校における医療的ケアの実施体制を整備できるよう働きかけていくとともに、支援していくことが必要である。
- ・医療的ケア対象児童生徒は、年々増加しているとともに、人工呼吸器管理のような高度なケアを必要とする児童生徒が学校に通うようになるなどケアの内容も複雑化・高度化してきていることから、看護職員の手技を含めより専門性が高まってきている。  
他県においては、指導的立場にある学校看護職員を常勤で任用し、学校に配置しながら研修等を行っている事例もあることから、今後こうした他県の取組を情報収集するとともに、手技を含めた、より専門性を高めるための研修について取り組んでいく必要がある。

#### （医療的ケア児通学支援モデル事業）

- ・送迎車両に同乗する看護師や通学支援に対応可能な運行事業者等の確保について課題がある。



#### (4) ICT機器の活用

「特別支援学校プログラミング教育」「特別な支援を要する児童生徒に対する ICT 活用教育推進事業」「県立学校 ICT 機器整備推進事業」「教育情報ネットワーク運用事業」「教育情報ネットワーク運用事業」「入院生徒に対する教育保障体制整備事業」「ICT を活用した特別支援学校スキルアップ事業」など

#### 【成果】

- ・令和元年度から国が進めている G I G A スクール構想に係る一人一台端末の導入により、ノートパソコンやタブレット等の環境整備が進んだことで、これまで特別支援教育で個別に取り組みられてきた ICT を活用した支援や学習指導が、学級や学年の集団に広まり、児童生徒にとっても教師にとっても大変身近になった。
- ・端末の整備に加え、児童生徒の障害特性に応じた補助装置の整備に取り組んだ。視覚障害のある児童生徒が情報端末を利用する際にテキストを読み上げるソフトや、重度重複障害のある児童生徒が少ない力で操作できる入力スイッチ、オンライン学習の環境向上に資するモニターやスピーカーマイク、プログラミング教育としてプログラミング学習アプリや玩具タイプの教材及びプログラミンで作動するドローンなど、児童生徒の実態に合わせた整備を進めた。
- ・「ICT を活用した特別支援学校スキルアップ事業」や「特別支援学校プログラミング教育」では、対象となった特別支援学校の実態に応じた ICT 機器等の整備を行い、実践事例の集積に努め、その様子を ICT 活用実践事例発表会や宮城県教育委員会特別支援教育課のホームページで公開し、実践事例を共有した。
- ・「入院生徒に対する教育保障体制整備事業」では、長期入院をしている県立高等学校の生徒と在籍校の同時双方向型遠隔授業を実施した。学校教育法施行規則の改正等により、オンライン授業を受けることで出席扱いとなり、学習の遅れや学級集団からの離脱の不安を軽減したり、長期間にわたる治療のモチベーションを高めたりすることができた。

#### 県立特別支援学校の小・中学部における ICT 環境整備状況（令和4年3月末現在）

整備内容	整備率（台数/児童・生徒数）
タブレット端末 713台	62%
ノートパソコン 476台	42%
合計 1,189台	104%

#### 【課題】

- ・G I G A スクール構想の実現に向けたハード面の整備が大幅に進んだことから、今後は学習指導等における ICT の更なる効果的な活用が重要となっている。
- ・情報端末の活用について、G I G A スクール構想の環境整備等による一過性の活用に終わらせることなく、障害種別や児童生徒の発達段階及び ICT スキルに応じた取組みを継続していくことが必要である。
- ・情報端末を活用した自宅等での家庭学習、クラウド上のデータ活用など、児童生徒が主体的に学習に取り組むことができる個別最適な学びを実現させるために、専門家の助言や ICT 支援員等の配置が必要である。
- ・ICT 活用による指導を充実させるためには、教師の ICT 活用スキルの向上が必要である。また、

今後はICT関連機器に関する新たな情報などについて提供する必要がある。

- ・各学校の環境整備や情報セキュリティなどについて相談できる体制の整備

## 【5】教員の専門性・指導力の向上

「特別支援教育総合推進事業」「教職員免許法認定講習」「研修研究事業」「特別支援教育研修充実事業」「県立特別支援学校外部専門家活用事業」 など

### 【成果】

- ・総合教育センターにおいて特別支援教育に関する研修（11講座）を実施した。
- ・特別支援教育総合推進事業における特別支援学校専門性向上研修会（各校で毎年1回程度開催）、インクルーシブ教育理解研修会（令和3年に特別支援教育スキルアップ研修会に組替）、特別支援教育理解推進研修会（高等学校の教員対象）などにより、全ての学校種の教員を対象とした研修を整備し、特別支援教育に関する専門性の向上を図った。
- ・特別支援学校においては、外部専門家活用事業により、多様な児童生徒への適切な支援に関する専門性の向上が図られた。

### 総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修会（令和5年度）

「自立活動研修会」「発達障害教育研修会」「重度・重複障害教育研修会」「摂食嚥下リハビリテーション研修会」「特別支援教育早期支援研修会」「アセスメント研修会」「特別支援教育課題解決研修会」「共に学ぶ教育研修会」「通級指導研修会」「高等学校における特別支援教育研修会」「特別支援教育におけるICT活用研修会」

### 令和5年度特別支援教育スキルアップ研修会

開催日	視聴方法	申込者数	講義題
7/25	オンライン	46人	外部機関との連携を活かして
8/1～8/10	オンデマンド	241人	

### 令和5年度特別支援教育理解推進研修会

開催日	視聴方法	申込者数	講義題
7/26	オンライン	11人	「特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援」 ～LITALICO教育ソフトを活用した事例～
8/1～8/10	オンデマンド	70人	

### 【課題】

- ・小・中学校等の特別支援学級においては、担任が替わる頻度が多く、培った専門性が組織的に蓄積されない傾向がある。よって、特別支援学級の担任だけではなく学校全体で特別支援教育を推進する校内体制を整備することが必要である。
- ・引き続き、全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性を高めるための研修を実施するとともに、特別支援学校、特別支援学級、通級の担当者向けの研修の充実を図っていくことが必要。
- ・なお、業務改善、アクセス性向上等の観点からオンラインによる開催など多様な研修方法の拡大が必要である。

## (6) 教育環境整備の推進

「特別支援教育総合推進事業」「教職員免許法認定講習」「研修研究事業」「特別支援教育研修充実事業」「障害児地域教育充実事業」「校舎改築事業」 など

### 【成果】

- ・ 県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、特別支援学校や高等学園を新設したほか、仮設プレハブ校舎の整備、分校の設置等により学習環境の改善に努めた。
- ・ 令和6年度には、秋保かがやき支援学校が新設されることとなっている。
- ・ また、校舎等の老朽化対策として、視覚支援学校の改築など順次取り組んでいる。
- ・ これらの整備に伴い必要となる教材備品等の整備を行っている。

### 知的障害特別支援学校（高等学園の整備を含む）の狭隘化対策

年度	対 策 内 容	
H 2 8	女川高等学園開校	高等部 9 教室を整備
	岩沼高等学園川崎キャンパス開校	柴田農林高等学校川崎校の一部に、3 教室を整備
H 2 9	利府支援学校塩釜校開校	塩竈市立第二小学校の一部に、小学部 5 教室を整備
H 3 0	小松島支援学校松陵校開校	旧仙台市立松陵小学校の敷地及び建物を借用、小・中学部 1 3 教室を整備
	西多賀支援学校知的教室設置	重度重複学級 1 学級を整備
R 1	名取支援学校名取が丘校開校	名取市立不二が丘小学校の一部に、小学部 5 教室を整備
	古川支援学校仮設校舎増改築	高等部 4 教室を整備
R 3	学校法人三幸学園支援学校仙台みらい高等学園（私立）新設への助成	旧宮城県教育研修センター跡地の利活用による私立高等学園の誘致
	小牛田高等学園仮設校舎設置	高等部実習棟 2 室を整備
R 6	秋保かがやき支援学校開校	小・中学部、高等部普通科に加えて高等部産業技術科を併設

### 【課題】

- ・ 特別支援学校における学習の質・効果を高めるためには、特別支援学校設置基準を満たした教育環境の整備が必要である。
- ・ この設置基準による校舎等の必要面積は、児童生徒数を基に算出されるが、令和5年度の幼児児童生徒数を基に試算すると、校舎は9校、運動場は15校において基準を下回っている。

- ・国の通知では既存施設は、当面の間、設置基準によらないことができることとされているものの、設置者には可能な限り速やかに基準を満たすよう要請されていることから、施設の老朽化や児童生徒数の将来推計を見通しながら、基準に沿った教育環境の整備を検討していく必要がある。
- ・学校の立地条件によっては、敷地の確保等の事情により増改築が困難であることから、施設の老朽化や児童生徒数の推移を見通しながら、今後の対応を判断していく必要がある。

### 目標3 地域づくり

生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

#### (1) インクルーシブ教育システムの推進（共生社会の実現に向けた取組）

「特別支援教育総合推進事業」「共に学ぶ教育推進モデル事業」「居住地校学習推進事業」「特別支援学校魅力化推進事業」 など

#### 【成果】

- ・平成16年度から続く居住地校学習の交流実施割合は、平成27年度以降30%台を維持しており、令和元年度は35%まで増加した。新型コロナウイルス感染症拡大により、参加率は一時低迷したが、令和5年度の計画段階では35.5%に持ちなおしている。また小中学校の協力校も平成27年度の229校から令和5年度は286校まで増加している。取組内容の様々な工夫により、小中学校の児童生徒や教員、保護者への理解促進につなげている。
- ・特別支援学校魅力化推進事業により、今まで学校教育の範囲内で広げてきたインクルーシブ教育の理解促進が、地域へと広がる足がかりとなっている。なお、県立特別支援学校におけるコミュニティスクールの設置は令和5年度で4校となっている。
- ・障害者雇用プラスワン事業との連携により、特別支援学校の学習内容や取組について、一般企業への理解啓発が進んでおり、平成30年以降、特別支援学校における一般就労の割合は30%を超えている。

#### 県立特別支援学校におけるコミュニティスクールの設置状況

令和4年度	女川高等学園、小牛田高等学園、名取支援学校
令和5年度	女川高等学園、小牛田高等学園、名取支援学校、利府支援学校（予定）

#### 【課題】

- ・引き続き、地域に根差したインクルーシブな教育・共生社会の実現に向けて、居住地校学習における「交流及び共同学習」の充実、特別支援学校魅力化推進事業の取組の拡充などに取り組んでいく必要がある。

#### (2) 市町村教育委員会への支援

「障害児教育支援相談活動事業」「特別支援教育総合推進事業」「共に学ぶ教育推進モデル事業」「発達障害者早期支援事業」 など

#### 【成果】

- ・平成25年の学校教育法施行令の一部改正を受け、平成26年に「教育支援の手引」を作成した。また、市町村教育委員会の就学担当者に対して、年1回、就学手続きに関する研修会を行った。市

町村教育委員会での就学に係る困難事案について助言を行う県の就学相談会や就学支援審議会を設置している。なお、市町村教育委員会からの相談等は平成27年度以降、年々減少している。

- ・就学先の検討を行う市町村の就学支援委員会に特別支援学校の職員が委員として参加し、審議の助言に関わっている。
- ・特別支援学校のセンター的機能として特別支援教育コーディネーターが幼稚園、保育所及び小・中学校の相談・支援を行ってきたことで、市町村立学校等の教員の特別な支援を必要とする児童生徒への指導及び支援の向上につながった。

#### 【課題】

- ・市町村教育委員会の就学支援の理解や取組に差が見られるため、県として適切な就学のための支援を継続する必要がある。

### (3) 特別支援教育の推進に向けた理解啓発

「教育相談調査等研究事業」「宮城県特別支援学校文化祭事業」 など

#### 【成果】

- ・本県の特別支援教育の概況と就学手続き等を記載したリーフレット「宮城の特別支援教育」を作成（1000部）し、県内の小・中学校等に配付することにより、障害のある児童生徒の教育について適切な理解啓発を図った。
- ・平成30年度より特別支援学校文化祭を開催し、ステージ発表や作品展示などを通して、特別支援学校や障害のある児童生徒の学習活動について、広く県民に理解啓発を行った。
- ・総合教育センターにおいて県民を対象とした「特別支援教育公開講座」を年2回実施し、特別支援教育の理解啓発を行った。
- ・「宮城県障害者支援のつどい」を開催し、障害者雇用の優良事業所や優秀な勤労実績を有する障害のある人を表彰するほか、講演会の開催など県内企業等に対する障害のある人の雇用について啓発を図っている。

#### 【課題】

- ・特別支援教育に関する理解が高まり、障害のある児童生徒等の多様な学びの場が広く認知され、就学や進学の実選択肢が広がった。一方、就学や進学に際して適切な就学支援、進路指導がなされないケースもあるため、障害理解を含めた特別支援教育の更なる理解啓発が必要である。